

第6回研究会（学術研究，専門・技術サービス業（第1回））における主な御意見とその対処方針（案）②  
 （第10回研究会（2018年3月22日）時点）

資料3-1

（注）網掛けは第9回研究会（3月6日）において説明済み

1 研究会における御意見

No.	御意見	対処方針（案）
1	○ 「個人向け」、「法人向け」という文言が使われているが、個人企業がどちらに入るのか勘違いされる可能性がある。定義がはっきりするよう名称を検討すべきである。	○ 「個人向け」、「法人向け」を区分する場合の名称については、原則として以下の名称に統一したい。 「個人向け」→「一般消費者向け」（for consumer） 「法人向け」→「事業者向け」（for business）※ ※ 企業、公務・団体、個人企業を含む
2	○ 「農学研究」の内容例示に林学や水産学が入っているが、「農学」に林学や水産学まで入っているか分かりづらいので、名称を変えてはどうか。また、医学に歯学が含まれているが、医学と歯学は分けて書いてはどうか。	※ 後述9参照
3	○ 自然科学研究は、最下層で理学、工学、農学、医学・薬学の4つに分かれているが、例えば、理学と工学にまたがる研究やここでカバーされていない研究をどの最下層分類に格付けるべきか迷う恐れがあるので、自然科学研究全体の「その他」を設定する必要があるのではないか。	※ 後述9参照
4	○ 行政書士事務（農地転用）が個人向けサービスに入っているが、農家を個人企業と考えるのであれば法人向けサービスに区分すべきであり、農家を一般消費者と考えるなら個人向けサービスに区分すべきであるが、分類原案はどのような考え方に基づいて作成したのか。	○ 農家については、SNAにおける経済活動分類に準拠して、個人企業（農林水産業）に区分する。 なお、日本標準産業分類との関係※については、平成31年度以降に行う予定の次期改定の議論の中で整理する。 ※ 日本標準産業分類の一般原則において、「農・林・漁家に対する販売又は加工サービスの提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に扱うものとする」とされている。 ○ 農地転用許可申請における申請者は、農地の所有者のほか、農地転用によって権利を取得する者（転用事業者等）がいる場合はその双方の連名で申請することとなっている。したがって、申請者の多くは農家か転用事業者等であることが想定されることから、行政書士事務（農地転用）の分類については「事業者向け」に分類する。
5	○ 例えば「経理代行」など複数の産業から産出されるサービスがあるが、どの項目とどの項目を同じ生産物と考えてよいのか判断しづらいので、統合分類間及び最下層分類間の整合性が分かる一覧表のような	○ 当面の対応として、初出の生産物には「分類コード」と同じコードを「初出コード」欄に記載する。つまり、「初出コード」が記載された生産物は、複数の産業から産出される生産物であることを意味する。

	ものを作成してほしい。	○ なお、統合分類間及び最下層分類間の整合性が分かる一覧表については、ある程度検討が進んだ段階で作成し、研究会において提示したい。
6	○ 項目の名称について、法律事務所は「法律事務」で、税理士事務所は「税務サービス」となっているが、使い分けている理由は何か。	○ サービスとして設定される生産物（分類コードの6桁目が「6」となるもの）については、原則として「サービス」の名称を付すこととする。ただし、「サービス」の名称を付すことにより、生産物が適切に認識されないおそれがある場合は、この限りではない。 (例)「法律事務」 → 「法律サービス」 「土地家屋調査士事務」 → 「土地家屋調査士サービス」
7	○ 経営コンサルタント業にいわゆるシンクタンクが入ると思うが、経営コンサルタント業の生産物の定義を読むと、シンクタンクのサービスが含まれていないように読めるが、調査業務を別項目で設定しなくてよいか。	○ ペンディング（P）項目として「市場調査・世論調査・社会調査サービス」を設定し、G情報通信業の議論を踏まえて検討を行うこととする。

## 2 研究会後に寄せられた御意見

	御意見	対処方針（案）
8	<p>1. 711「自然科学研究所」及び712「人文・社会科学研究所」について</p> <p>(1)「自然科学研究」及び「人文・社会科学研究」について</p> <p>①「企業内研究開発」は、第二次原案には生産物として設定されていないが、概念上は711「自然科学研究所」及び712「人文・社会科学研究所」に属し、一次統計においても同様に捕捉されるものと考えてよいか。</p>	<p>○ 企業内研究開発は、「研究開発のオリジナル」として設定し、下記9の研究開発サービス（知的財産の制作（請負）サービス）と区分したい。</p> <p>(統合分類) 研究開発のオリジナル</p> <p>(最下層) 理学研究開発のオリジナル 工学研究開発のオリジナル 農林水産学研究開発のオリジナル 医学・歯学・薬学研究開発のオリジナル 人文・社会科学研究開発のオリジナル その他の学際的研究開発のオリジナル</p>
9	<p>②一般に、研究開発、とりわけ企業内研究開発においては、複数の研究分野にまたがって研究している場合（例えば自然科学と社会科学を融合した研究開発を行っている場合）がある。</p> <p>このような場合、統計調査において、研究開発が該当する生産物分類を記入者の判断に任せると、計数の解釈が困難となり、分類別の統計として意味がなくなったり、漏れが生じたりする恐れがある。</p> <p>したがって、研究開発が属する分野に混乱が生じないよう、生産物分類の段階で定義が明らかになるようにすべきである。</p> <p>現段階でそれが困難であれば、NAPCSのように、生産物分類としては「研究開発サービス」のみとし、統計調査の段階で、詳細な分類で調査するのも一つの方法ではないか。</p>	<p>○ 前記2、3、8及び本意見を踏まえ、以下のとおり修正したい。</p> <p>(統合分類) 研究開発サービス</p> <p>(最下層) 理学研究開発サービス 工学研究開発サービス 農林水産学研究開発サービス 医学・歯学・薬学研究開発サービス 人文・社会科学研究開発サービス その他の学際的研究開発サービス</p> <p>※ 科学技術研究調査（OECD フラスカチ・マニュアル準拠）をベースに設定</p> <p>※ 本生産物は、「知的財産の制作（請負）サービス」と位置付け、契約に基づき請負又は受託により知的財産の制作を行うサービスとする。</p>
10	<p>③「自然科学研究」と「人文・社会科学研究」の下位にある「その他の研究関連サービス」には、試験、分析、コンサルティングと成果物販売（＝研究成果にかかる書籍、レポートの販売など）、講演、教育研修などが含まれているが、これらは需要先が異なる（前者は中間需要がほとんどを占める一方、後者は家計消費も含まれると考えられる）ため、区分して分類することを検討すべきではないか。</p>	<p>○ 「その他の研究開発関連サービス」は、以下のとおり修正したい。</p> <p>(統合分類) 試験・分析サービス</p> <p>(最下層) 試験・分析サービス</p> <p>(統合分類) 科学技術コンサルティングサービス</p> <p>(最下層) 科学技術コンサルティングサービス</p> <p>(統合分類) (P) 教育・研修サービス</p> <p>(統合分類) (P) 出版サービス</p>

	御意見	対処方針（案）
11	<p><b>(2)「知的財産権の譲渡」について</b></p> <p>①「知的財産権の譲渡」は以下の行為を内包するものと考えられるが、ここではそのいずれに該当するか、あるいは異なるかについて具体的定義を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有しているストックの売却</li> <li>・ ストックを購入し、売却することによってマージンやキャピタルゲインを得る行為</li> </ul> <p>仮に前者の場合、通常の意味の生産物ではないと考えられるが、どのような定義か、それを設ける趣旨は何かについて教えてください。</p> <p>また、仮に後者の場合、生産物に該当するのはマージン部分であるが、キャピタルゲインとマージンを識別して把握することを想定しているのか。</p>	<p>○ 「知的財産権の譲渡」については、以下のとおり整理したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業等が資産として保有する知的財産（※御意見の前者に相当するものであり、主に過年度に生産されたもの）を売買取引により譲渡（又は譲受）したものは生産物に含まないものとする。</li> <li>・ 一方で、知的財産の転売サービス（マージン）や売買仲介サービス（手数料等）（※御意見の后者）は、現状、「その他の専門サービス」に含まれるものと整理する。</li> <li>・ NAPCSにおいて設定されている「知的財産権の譲渡」（契約や特定の買い手なしに、販売することも想定して知的財産生産物を自費で制作し、他者に譲渡）については、自費制作部分を「研究開発のオリジナル」として整理し、その後の譲渡については資産取引とみなし、生産物分類の対象外として整理する。</li> </ul>
12	<p><b>2. 721「法律事務所」、「特許事務所」722「公証人役場」、「司法書士事務所」、「土地家屋調査士事務所」723「行政書士事務所」724「公認会計士事務所」、「税理士事務所」について</b></p> <p>「法律事務（不動産）」及び「司法書士事務（不動産権利登記）」はいずれもその定義に「区分できない個人向けを含む」と設定され、「行政書士事務（農地転用）」及び「確定申告サービス」は、いずれもその定義に「区分できない法人向けを含む」と設定されているが、これらには、それぞれ法人向け、個人向けがすべて包含され、法人向けと個人向けの合算値が把握されると考えてよいか。</p>	<p>○ 現行案では、ご指摘のとおり、それぞれ「法人向け」、「個人向け」が包含され、「法人向け」と「個人向け」の合算値が把握されることになる。</p> <p>また、第8回研究会における御意見にもあったとおり、現行案では、統合分類で調査した場合の集計値と最下層分類で調査した場合の統合分類の集計値がねじれを起こすおそれがある。</p> <p>このため、現行案において「個人向け」及び「法人向け」が混在している「法人向け法律事務」、「法人向け司法書士事務」、「個人向け税務サービス」については、以下の例のように修正し、統合分類における混在を解消することとしたい。</p> <p>（例）法律事務（不動産）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 法律サービス（一般消費者の不動産問題）</li> <li>→ 法律サービス（事業者の不動産問題）</li> </ul> <p>法律事務（労働法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 法律サービス（被用者の労働問題）</li> <li>→ 法律サービス（使用者の労働問題）</li> </ul> <p>○ なお、統合分類のあり方については、基礎統計における利用方法を考慮しつつ、これまで検討してきた各産業の生産物を全体的に比較・整理した上で、事務局として改めて検討したいと考えている。</p>

	御意見	対処方針（案）
13	<p><b>3. 「L 学術研究、専門・技術サービス業」で検討する必要があると考えられる生産物について</b></p> <p>(1) 「鉱物探査」は、JSIC 上は「鉱業、採石業、砂利採取業」の活動に含まれているが、そのサービスの内容は、鉱物採掘のための調査・コンサルティング業務であり、実際の採掘にかかる鉱業の他の活動とは性格が異なるため、例えば、本分類に属する「専門・技術サービス業」の生産物の一つとして整理することも考えられるのではないか。</p>	<p>○ 「鉱物探査」を生産物として設定するか否かについて、第 8 回研究会において検討した「742 土木建築サービス業」の「地質調査サービス」との関係も考慮し、引き続き検討したい。</p>
14	<p>(2) 今回の第二次原案に含まれている「特許事務」や「知的財産権の使用許諾」と関係の深い「特許特別会計」にかかる生産物は、今回の分類には含まれてはおらず、他方、それに対応する産業は JSIC にも明示的に示されていないので、生産物分類の議論から抜け落ちてしまうのではないか。</p> <p>また、このような JSIC に明示的に分類のない生産物については、同様の問題が発生する可能性があるため、取扱の方針を整理すべきではないか。</p>	<p>○ 「特許特別会計」にかかる生産物については、JSNA における政府諸機関の分類を踏まえれば、第 8 回研究会において議論を行った「その他の専門サービス」に含まれるものと考えられるが、当該生産物の取り扱いについては、引き続き検討したい。</p> <p>なお、特許庁は、JSIC において「S 公務（他に分類されるものを除く）」に格付けられており、「特許特別会計」についても同様と考えられる。</p> <p>○ JSIC に明示的に分類のない生産物について、網羅的に把握・検討することは実際上困難であると考えるが、可能な限り漏れが発生しないように、例えば、検討段階における産業（業界）研究や当室への一般からの産業分類についての照会履歴、JSNA 及び IO における政府諸機関の分類等を参照しつつ、二次原案の検討を進めて参りたい。</p>
15	<p><b>4. 分類コードについて</b></p> <p>仮に内容が違う生産物であっても「自然科学研究」の「知的財産権の譲渡」と「人文・社会科学研究」「知的財産権の譲渡」のように、同一の名称を使用している場合があるが、異なる生産物には異なるコードと異なる名称を設定するべきではないか。</p>	<p>○ ご指摘の「知的財産権の譲渡」については、「自然科学研究」に設定されているものと「人文・社会科学研究」に設定されているものは、現状、同一の生産物として設定しているため、名称も同一としている。※</p> <p>なお、異なる生産物には異なる名称を用いることとしている。</p> <p>※ 「知的財産権の譲渡」の扱いについては、第 10 回研究会で検討予定。</p> <p>○ 分類コード（暫定作業用分類コード）は産業分類と紐付けているため、同一の生産物でも異なるコード番号となっているが、「初出コード」に記載のあるものは他の産業においても同一の生産物が（主業又は副業として）設定されていることを示すものである。</p> <p>なお、分類コードについては、最終的に生産物分類を編纂する際に、分類コードを振り直し、同一の生産物には同一の分類コードが設定されるように整理する予定である。</p>

	御意見	対処方針（案）
16	<p><b>5. 今後の進め方について</b></p> <p>JSICに基づいて生産物分類の議論を進めると、「鉱物探査」のように、どの産業に設定することが適切なのか議論が必要な場合や、「特許特別会計」のように生産物の定義が抜け落ちる場合がある。このように、複数分野にまたがった生産物を議論する必要や、生産物に属する産業分類を見直す必要がある可能性があるため、個別分野を一通り議論した後、全体を俯瞰し、生産物分類の整合性等について再点検する機会を設ける必要があるのではないか。</p>	<p>○ 個別分野の検討の基本的なプロセスとして、①個別分野（基本的に産業大分類）ごとに研究会において1回目の議論を行い、②研究会における意見及び研究会後に寄せられた意見を踏まえて事務局が作成した対処方針案（修正案）について、必要に応じて2回目の議論を行い、③それでも残った課題については、その取扱いを座長及び事務局に一任していただくこととしたい。※</p> <p>※ ただし、必要があれば3回目の議論を行うこともあり得る。</p> <p>○ 一方で、ご指摘のとおり、個別分野を一通り議論した後に、全体を俯瞰し、生産物分類全体の整合性等について再点検し、必要な修正を行うプロセスは必要であると考えており、本年秋以降、そのような機会を設けることとしたい。</p>
17	<p>社会保険労務士事務については、以下の「分類名」ごとに分けて「定義・内容例示」を記載いただきたい。</p> <p>「社会保険労務士事務（労働社会保険業務）」 労働社会保険の適用・更新・算定基礎届の届出、年金の請求など</p> <p>「社会保険労務士事務（助成金申請業務）」 各種助成金の申請</p> <p>「社会保険労務士事務（労務管理業務）」 労働者名簿・賃金台帳の調製、就業規則・36協定届の作成、給与計算など</p> <p>「その他の社会保険労務士事務」 労働に関する相談、社会保険の相談、研修など</p>	<p>○ ご意見のとおり修正することとしたい。</p>